

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案 について（概要）

1. 改正の趣旨

前通常国会で成立した自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、公園事業の執行に関し所要の規定を整理するとともに、利用調整地区の区域内へ他の利用者を立ち入らせようとする者の認定に係る手数料の額を定めるほか、公園事業の執行に関する規定の整理等を行うものである。

2. 改正の内容

I. 自然公園法施行令の一部改正

（1）公園事業の執行に関する規定の削除（現行自然公園法施行令第 3 条～第 17 条関係）

改正法により自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「公園法」という。）に公園事業の執行に関する規定を整備したことに伴い、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号。以下「公園法施行令」という。）に規定されている関係規定を削除する。

（2）特別保護地区における許可対象行為を定める規定の削除（現行公園法施行令第 18 条関係）

特別保護地区における許可を要する行為として、現在、公園法施行令第 18 条に規定されている「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。」（同条第 1 号）及び「動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）」（同条第 2 号）について、改正法による改正後の公園法（以下「新公園法」という。）第 21 条第 3 項第 4 号及び第 8 号にそれぞれ規定したことに伴い、削除する。

（3）利用調整地区における個人に対する立入認定等に係る手数料の上限の変更等（改正後の公園法施行令第 3 条関係）

新公園法第 24 条第 1 項に規定する利用調整地区への立入りに関する認定に係る手数料の上限を変更するとともに、同条第 7 項に規定する代表者による監督の下に他の者を利用調整地区の区域内へ立ち入ることについての認定に係る手数料及び同条第 8 項において準用する同条第 5 項に規定する立入認定証の再交付に係る手数料の額の上限を定める。

- ①個人に対する認定の場合：一人につき上限 1,800 円（現行は 1,000 円）
- ②代表者に対する認定の場合：代表者は上限 2,000 円、同行者は上限 1,000 円（新規）
- ③立入認定証の再交付：一枚につき上限 1,000 円（現行は 600 円）

（4）公園法施行令に規定する環境大臣の権限を地方環境事務所長に委任する規定の削除（現行公園法施行令第 23 条関係）

公園法施行令（本則）において規定する環境大臣の権限がなくなり、地方環境事務所長に委任すべき事項もなくなることから、当該規定を削除することとする。

(5) 国立公園の指定区域における法定受託事務の追加（改正後の公園法施行令附則第3項関係）

新公園法第20条第3項に追加した特別地域における規制行為（木竹の損傷、動植物の放出等）及び同法第22条第3項に追加した海域公園地区における規制行為（動力船の使用）について、都道府県が法定受託事務として処理することとする。

II. 自然環境保全法施行令の一部改正

原生自然環境保全地域における禁止行為を定める規定の削除（現行自然環境保全法施行令第3条関係）

原生自然環境保全地域における禁止行為として、現在、自然環境保全法施行令（昭和48年政令第38号。以下「保全法施行令」という。）第3条に規定されている「廃棄物を捨て、又は放置すること。」（同条第1号）、「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。」（同条第2号）及び「動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）」（同条第3号）について、改正法により自然環境保全法（昭和47年法律第85号。以下「保全法」という。）第17条第1項第9号、第11号及び第13号にそれぞれ規定したことに伴い、削除する。

3. 施行期日

平成22年4月1日（改正法の施行日と同日。なお、改正法の施行期日については別途改正法の施行期日を定める政令において定める。）